

仕 様 書

- 1 業務名
救急自動車 1 か月点検整備業務（ハイメディック）
- 2 委託期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 業務内容
当市が指定した車両について、別紙 1 に掲げる点検整備等を行い、「道路運送車両の保安基準」を満たしているか確認すること。
- 4 整備対象車両及び点検整備予定表
別紙 2 のとおりとする。各車両は、「車検・12 か月点検・6 か月点検」の受検月を除いて年間 5 回入庫する。ただし、非常用救急車は年間 1 回の入庫とする。
- 5 追加整備
業務履行中に不具合箇所を発見した場合は、遅滞なく当市に連絡して指示を受けること。なお、当市に連絡せずに不具合箇所の整備を実施した場合、これに係る費用は、受託者負担とし、受託者の責任において整備を完了させること。
- 6 提出書類
各月の履行状況について、翌月初旬に完了届（別紙 3）により報告すること。
なお、完了届には、内訳書（別紙 4）及び車両ごとの整備内容がわかる書類（納品書等）を添付すること。
- 7 支払要件
完了届の提出後、委託者が実施する検査に合格した日以降、本市指定の請求書により請求することとし、支払については、適正な請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。
- 8 その他
 - (1) 本業務における整備上の不良等に起因する不具合箇所が発生した場合は、受託者の負担により無償で修理を行うこと。
 - (2) 整備作業に伴い必要となる部品等（別紙 1）のほか、本業務に係る全ての費用は契約金額に含めること。
 - (3) 整備対象車両は、長期修理や車両更新に伴い変更することがある。
 - (4) 当市職員が車両を搬入し、整備完了まで受託者の事業所等で待機して搬出する。
なお、出勤等で搬入が遅れる場合は、その対応について協議するものとする。
 - (5) 本仕様書に疑義が生じた場合は、当市と協議するものとする。

（連絡先：札幌市消防局総務部施設管理課装備係 Tel215-2030 Fax271-0620）

1 電気系統異常有無点検

- (1) スターターモーター
スターターモーターB端子、S端子及びカプラーの接続状況に異常がないか点検すること。
- (2) バッテリー
バッテリー電圧について点検し、異常がある場合はバッテリー液量等を確認のうえ、必要に応じて補充すること。
- (3) アンメーター
オルタネーターが正常に作動しているか確認すること。

2 タイヤ異常有無点検

- (1) タイヤ残溝
タイヤの残溝を計測し、「道路運送車両の保安基準」に抵触していないか確認すること。
- (2) 空気圧
車両ごとに定められた空気圧の範囲内であるか確認すること。
- (3) その他
サイドウォールの傷やコードの露出等、走行に支障がないか確認すること。

3 エンジンオイル点検

- (1) エンジンオイルのにじみや漏れ等がないか点検すること。
- (2) 別紙2の各月の表示に基づき、「オイル交換」または「オイル及びオイルエレメント交換」を実施すること。

4 整備完了後の書類への記載等について

整備完了後は、別添「自動車台帳（点検整備記録）」に、下記(1)から(4)について記入すること。

- (1) バッテリーの電圧値を記載すること。
- (2) 全タイヤについて、残溝mm数及び空気圧を記載すること。
- (3) 整備概要欄に、「救急車1か月点検」と記載し、「※オイルのみ交換」あるいは「※オイル及びオイルエレメント交換」のいずれかを、補足として記載すること。
- (4) 整備時点の走行距離について記載すること。

5 その他

- (1) 点検の結果、バッテリー液の補充や交換が必要な場合は、受託者の負担とする。
- (2) 「オイル交換」または「オイル及びオイルエレメント交換」のいずれかを行うこととなるため、契約書別紙に定める単価表に基づき、費用を請求すること。

別紙 2

※整備対象車両は、長期修理や車両更新に伴い変更することがあるため、整備回数を保証するものではない。

完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

名 称 救急自動車1 か月点検整備業務 (ハイメディック) ○○月分

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者 (物品・役務) は、電子メールによる提出 (押印不要) を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

..... (以下、札幌市使用欄)

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

備考 立会人を省略する場合は、伺い文の「及び立会人」と「立会人 職 氏名」の部分に二重線を引いて使用すること。

様式9 点検整備記録

車種別	配置年月日	配置署所名	実施者の所属・氏名	供覧	
	年 月 日	署(部) 課 係(所)	●●(株) ▲▲店 札幌 太郎	課長	係長
整備時走行距離	整備開始年月日	車検証有効期限の満了する日			
100,000 k m	令和7年●月●	年 月 日			

整備概要	タイヤ及びバッテリーの状態				
救急車1か月点検 ※オイルのみ交換 または ※オイル及びオイルエレメント交換		左前	右前	左後	右後
	残溝 (mm)	9.5	9.4	8.9	9.0
	空気圧 (kPa)	400	400	375	375
	電圧値 (V)	12.7V			

確認書（法定点検時のみ） ☐車検 ☐12か月点検 ☐6か月点検 ☐3か月点検 ☐1年点検（査察車・連絡車）

引渡時	納車時	項目	備考
☐	☐	車両周囲の確認	業者と共に傷の有無等を確認し、情報を共有 有効期間満了日を確認 全車両該当 保険期間内であることを確認 ※車検完了直後は一時的に新旧混在することがある 該当車両のみ 電源が問題なく入ることを確認 メインスイッチをA C Cにして、端末ロック状態であることを確認
☐	☐	車検証記録事項	
☐	☐	リサイクル券	
☐	☐	自動車損害賠償責任保険証明書1	
☐ （無□）	☐ （無□）	自動車損害賠償責任保険証明書2	
☐ （無□）	☐ （無□）	緊急自動車届出確認書	
☐ （無□）	☐ （無□）	車載型無線装置	
☐ （無□）	☐ （無□）	車両運用端末装置（AVM）	
引渡日	年 月 日	確認者	
納車日	年 月 日	確認者	

備考 定期点検時等の車両引渡し及び引取り時に各項目を確認し、□にレ点を記入すること。（非該当項目は「無□」にレ点を記入）
車検完了時、保安基準適合標章で受領した場合は、後日確認すること。また、期日を過ぎないように注意すること。
車検・定期点検整備時、車載型無線装置のハンドセットは取り外すこと。
AVMの端末ロックに関しては、職員が工場内で待機している場合は対応不要とする。
タイヤ脱着作業を行った場合、増し締めを行った場合は、整備概要欄に記載すること。